

殺処分から譲渡へ

21世紀、初めの10年間で
殺処分になった犬の数は
日本全国で **1,331,109 匹**

10年間の殺処分数 **1,331,109。**

この数字を見ると、殺処分ゼロなど夢のように思えます。
しかし、この10年、犬の殺処分数は毎年確実に減りつづけています。

地球生物会議の報告書には、このまま毎年1万匹以上減りつづけば、
「ごく近い将来、**犬の殺処分は限りなく0に近づく**
はずです」とあります。

10年間（2001～2010年）の犬の収容数と殺処分数

	収容数	殺処分数	前年比
2001年 (平成13年)	247,086	212,699	－36,575
2002年	214,518	181,858	－30,841
2003年	198,378	164,209	－17,649
2004年	179,985	147,904	－16,305
2005年	163,973	132,238	－15,666
2006年	148,974	117,969	－14,269
2007年	132,745	100,963	－17,006
2008年	118,489	84,264	－16,699
2009年	99,962	65,956	－18,308
2010年	88,559	53,473	－12,483

(地球生物会議「全国動物行政アンケート結果報告書 平成22年度版」2012年出版)

人と動物が共に幸せに暮らせるよりよい社会をめざして!

犬猫に関わる法律は「**動物愛護管理法**」(環境省)です。

この法律は、昭和 48 年に制定。

初めて改正されたのは、平成 11 年。

動物を取り巻く環境が変わり、2回目の改正は平成 17 年。

私たちがパブリックコメントを述べ、3回目の改正は平成24年。

平成24年の改正では、**動物取扱業への規制が大きく前進し、地方自治体の殺処分をなくす努力規定が明記**されました。

<強化された動物取扱業への規制>

インターネット上でペットを取引する際にも動物を見せ、対面による必要な情報を説明することが義務化。狂犬病予防法などの違反で有罪となった者は、動物取扱業の登録の不認可。地方自治体は相応の理由がなければ、動物取扱業者からの犬猫の引き取りを拒否できる。

しかし、注目の「**8週齢規制**」(生後 8 週までは親の元で適正飼育することの義務づけ)は、欧米諸国と同様の「**8週齢(56 日齢)**」の規制を主張する側と、「**45 日齢**」の自主規制を掲げる動物取扱業とが対立。結論は国会へと委ねられ、当初 3 年間は生後45日(生後6週半)。その後は生後49日(生後7週)と段階的に期間を延長し、生後56日(生後8週)への変更を施行後5年以内とした、規制を先延ばししたものとなりました。

犯罪です。

動物の遺棄・虐待は

不幸な命を産み出さないために
不妊去勢しましょう。

●愛護動物を遺棄した場合
50万円以下の罰金

●愛護動物を殺傷(虐待)した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に對し、みだりに殺傷又は虐待をせよめら
るゝことにより殺傷せらる等の虐待を行った者は、10万円
以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、10万円以下の罰金に
処する。

環境省 Ministry of the Environment

<地方自治体の殺処分をなくす努力規定>

動物愛護センター（都道府県知事等）は、
殺処分がなくなることを目指し

収容した犬または猫について
所有者がいると推測される場合は、
その所有者を発見し、所有者に返還するように努めること。

所有者がいないと推測される場合、
所有者から引取りを求められた場合、
所有者の発見ができない場合、
これらの場合は、
その犬や猫を飼いたいと希望する者を募集し、
希望する者に譲り渡すよう努めること。

地方自治体での、殺処分をなくすため、「飼い主への返還」「新しい飼い主への譲渡」の取り組み

＊注目される熊本市動物愛護センター

奇跡でも偶然でもありません。
殺処分ゼロに挑戦し、モデルケースとして注目される“熊本方式”
きっかけは
「ただ、殺処分をしたくなかった」

平成13年 熊本市が動物愛護団体や市獣医師会、ペット販売業者などに呼びかけ、熊本市動物愛護推進協議会を設立。**立場を越えた協力を軸に「殺処分をゼロ」を目指します。**

<熊本市動物愛護センターの取り組み>

保護情報は **迷い犬とともに首輪やリードを添えた写真付き**へ変更。

成犬譲渡マニュアルを作成し **成犬も譲渡**するように変更。

安易に引き取らない。

「飼えなくなった」飼い主には、新しい飼い主を探すように薦める。

「殺処分してほしい」飼い主には、理由を良く聞き、アドバイスをする。

センターから犬を譲渡する場合、**避妊・去勢手術**を確約させる。



熊本センター公示
首輪・リードの写真で特徴が判る



千葉センター公示
首輪の特徴は文字情報のみ

<ペット販売業者の取り組み>

「**安易なペットの販売はしない**」という。「大型犬で大丈夫か、かわいいだけでおもちゃ扱いにならないか。」

客と とことん話し合い、希望に合う犬しか販売しない。**客のニーズによってはセンターの譲渡会を紹介**する。

子犬を飼うには将来が心配という愛犬を亡くした老夫婦に「センターの譲渡会には10歳くらいの犬がいる」

と伝えたところ、老夫婦は譲渡会に行き、希望に合う犬を飼うことにした。

熊本市では、市、動物愛護団体、市獣医師会、ペット販売業者、立場を越えた協力が実を結び、センターに持ち込まれる犬の数は減り、持ち主に返される数は増加。**01年度に567匹だった犬の殺処分数は09年度は1匹に。**(09年度の1匹は、どうしても噛むことが治らなかったため、規定により麻酔注射による安楽死。熊本市は 07年 1 月からガス処分機による殺処分は中止しています。)

<各自治体も殺処分半減を目指し、飼い主のみつからない犬の譲渡へ>

千葉県動物愛護センターでは、成犬の飼い主募集中！

<http://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/pet/inu-neko/jouto-seiken.html>

横浜市動物愛護センターでは、処分施設から 一時保護施設へと変える

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/douai/joto/jotoinfo-dog.html>

<一方 熊本では>

犬の首輪に連絡先をつけ、センターに持ち込まれる数を減らす「**迷子札運動**」



動物は言葉を話せません。連絡先がないと帰ることができません。犬は、鑑札・狂犬病予防注射済票の取り付けもお願いします。マイクロチップを埋め込みましょう。HP では、迷子札の作り方。鑑札の取り付け方法も紹介されています。検索は「迷子札 100%運動」

熊本市動物愛護センターでの **現在の大きな問題は猫**。センターには対処できないほどの子猫が持ち込まれています。2012年5月には初の譲渡会を開催。

飼い主には「まずは**避妊・去勢手術**と**迷子札**、**室内飼いの徹底**」を呼びかけています。

「無理だから放棄、かわいそうだから餌を。安易な行動が生む結果に責任を持てますか？」飼い主へ厳しい言葉をかけて意識の変化を促しています。

殺処分0のために 私たちにできること

<犬の登録と狂犬病予防注射>

犬の飼い主には、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

登録は、各市町村の窓口、または委託動物病院で行えます。

予防注射は、動物病院で受けることができます。

登録、注射をした犬には鑑札と注射済票を付けることが義務づけられています。

取り付け方の例(熊本市動物愛護センターより)



リングを使用



はとどめを使用



結束バンドを使用



結束バンドは、状況により劣化しますので、定期的に点検を。

<迷子札・鑑札・注射済票の着用。マイクロチップの埋め込み>

もしも、犬、猫が迷子になっても 首輪に鑑札・注射済票や迷子札などがついていれば、すぐ飼い主に連絡することができます。首輪の内側に連絡先を書いても 犬、猫が興奮していると確認することはできません。また、マイクロチップは体内に埋め込むため、万一首輪が抜けてもリーダー(マイクロチップの番号を読み取る機械)があれば飼い主を特定することができます。

万が一の大災害のときも、迷子札・鑑札・注射済票を身につけていたり、マイクロチップの埋め込みでいれば、ペットが見つかる可能性は高くなります。

迷子札などは、外れないか、文字がきちんと読めるか 定期的に確認しましょう。

<避妊・去勢手術>

環境省の統計によると 2010 年、離乳していない子犬の殺処分数は9,400匹。これは、避妊・去勢手術をしていれば防げた殺処分です。不要な命の引き取りを減らすため、避妊・去勢手術を実施しましょう。

<マナーを守りましょう>

一部の飼い主の無責任な行動が、他の犬や飼い主さんに迷惑をかけています。また、マナー違反が苦情となり、センターへ犬を持ち込むケースも発生しています。

★お散歩時のふん・尿について

本来、犬の散歩は運動のためのもので、排せつが目的ではありません。愛犬には散歩前の排せつをしつけ、もし道路や公園でふんをしたら必ず持ち帰るよう、ふんを片づける道具を持参しましょう。また、よそのお宅の玄関や塀などにおしっこをさせないなどの配慮をしましょう。

★引き綱(リード)は飼い主と犬を結ぶ命綱

散歩や公園などでは必ず引き綱をつけ、ノーリード散歩は絶対にしないでください。また引き綱は長く伸ばさず、犬をコントロールできる長さにしましょう。

★ご近所への配慮を忘れずに

犬の鳴き声、毛、臭いなど、飼い主以外の人には気になるものです。留守中や来客時などにほえ続けたり、ブラッシングした毛が風に吹かれてお隣に…などといったことはありませんか。きちんとしつけをし、こまめに清掃を行うなど、周囲の方に配慮しましょう。

一人一人ができることをする。それが、殺処分0へ つながります。